

酒田市長 矢 口 明 子 様

酒田市監査委員 大 石 薫
(公 印 省 略)

酒田市監査委員 高 橋 千代夫
(公 印 省 略)

定期監査結果に関する報告の提出について

地方自治法第199条第4項の規定により、下記のとおり定期監査を執行したので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により提出します。

記

1 監査対象及び監査の期間

監査対象課	調書作成期日	監査の期間	監査委員 聴取日
八幡総合支所	10月31日	11月25日～ 1月27日	12月16日

2 監査の範囲

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

3 監査の方法

関係資料及び諸帳票のほか、関係書類の提出を求めるとともに、必要に応じて関係職員から説明を聴取した。

4 監査の結果

監査の対象となった財務に関する事務の執行等については、特に文書により指摘すべき事項はなかった。その他、文書によらない軽微な注意事項については、口頭で留意又は改善を促した。